

# 第6章 会計年度任用職員（非常勤職員）の 権利について

## I 賃金

### 1. 会計年度任用職員（非常勤）報酬、手当

2020年度から会計年度任用職員制度に移行し、正規職員に準じて、経験に応じて毎年3号給ずつ昇給するしくみに変わりました（下線部は、毎年の確定交渉で決まります）。

#### (1) 非常勤講師

（療休代替、体育代替、介護休暇代替、再任用後補充、育児短時間後補充等）

○下限（大卒初任者） 2, 278円（2-66号給）

○上限 2, 507円（2-83号給）

#### (2) 29時間非常勤講師（定数内教員、聾学校乳幼児相談担当、分教室担当養護教諭等）

○下限（大卒初任者） 1, 684円（月額235,900円）（2-29号給）

○上限 2, 250円（" 315,200円）（2-64号給）

#### (3) 初任研対応の非常勤講師（2022年から(1)に移行）

#### (4) 非常勤実習教員、非常勤寄宿舎指導員

○下限 1, 591円（1-33号給）

○上限 1, 665円（1-39号給）

#### (5) 非常勤看護師

○下限 1, 462円（2-5号給）

○上限 1, 840円（2-45号給）

#### (6) 非常勤学校栄養職員

○下限 1, 206円（1-10号給）

○上限 1, 498円（1-37号給）

#### (7) 非常勤事務職員

○下限 1, 071円（1-1号給）

○上限 1, 368円（1-29号給）

#### (8) 非常勤学校警備員

○下限 1, 564円（1-49号給）

○上限 1, 607円（1-55号給）

#### (9) 非常勤調理職、非常勤介助職

○下限 1, 153円（1-25号給）

○上限 1, 451円（1-55号給）

#### (10) 非常勤学校技能職

○下限 1, 083円（1-17号給）

○上限 1, 405円（1-49号給）

Q 1. 会計年度任用職員にもボーナスが出ますか。

A 1. 以下の条件を満たす場合、期末手当と加給が支給され、支給対象者が拡大されました。期末手当と加給は、それぞれ常勤職員の期末手当と勤勉手当に準じて支給されます(前年の臨任や正規職員の経験月数も通算する。ただし、1月当たりの勤務時間が62時間未満の月は除算される)。\* 2024年度から「加給」は「勤勉手当」になります。

<支給の条件> 任期が6月以上で、1週間あたりの勤務時間が15時間30分以上

要件	取扱い
任期が6月以上	次のいずれかを満たす場合、支給対象となります。 ① 基準日を含む任期が6月以上あること。 ② 対象期間内に実際に任用された期間と①の任期を合算して6月以上あること。
1週間あたりの勤務時間が15時間30分以上	次のいずれかを満たす場合、支給対象となります。 ① 任用されている対象期間内の平均勤務時間が、週15時間30分以上であること。 ② 対象期間内に、1月当たり62時間以上の月があること。

6月の支給の基準日は、6月1日(対象期間は前年12月2日から6月1日まで)

12月の支給の基準日は、12月1日(対象期間は前年6月2日から12月1日まで)

Q 2. 会計年度任用職員の手当はどうなっていますか。

A 2. 通勤手当は、短時間再任用職員に準じて支給されます。また教育職員には、特別支援学校教員業務手当(常勤教諭は月18,600円)が勤務時間数に応じて支給されるようになりました。

## II 勤務

Q 3. 会計年度任用職員の年休はどうなっていますか。

A 3. 年休の日数は、次表のようになっています。正規職員や臨任の時の年休も繰り越すことができます(空白期間が10日以内の場合。2021年度から、通年雇用を想定されている非常勤講師は8月の任用が切れていても繰り越すことができますことになりました!)。最初の6ヶ月の年休は、使わなかった分は繰り越すできませんので気をつけましょう。

区 分		人事委員会が定める非常勤職員	左記以外の非常勤職員			
			1週間の勤務の日数			
		30H/週以上勤務 又は5日/週勤務	4日	3日	2日	1日
年次休暇日数	雇用の日から1月間	0日	0日	0日	0日	0日
	継 2月目から	2日	1日	0日	0日	0日

(全勤務日の8割以上出勤)	続 勤 務 期 間	3月を超え6月まで	+1日	+1日	1日	1日	0日
		6月以上1年6月まで	10日	7日	5日	3日	1日
		～2年6月まで	11日	8日	6日	4日	2日
		～3年6月まで	12日	9日	6日	4日	2日
		～4年6月まで	14日	10日	8日	5日	2日
		～5年6月まで	16日	12日	9日	6日	3日
		～6年6月まで	18日	13日	10日	6日	3日
		～6年6月以上	20日	15日	11日	7日	3日

## その他の休暇

区 分	人事委員会が定める非常勤職員	左記以外の非常勤職員			
	29H/週以上勤務 又は5日/週勤務	1週間の勤務の日数			
		4日	3日	2日	1日
療養休暇 ・公務上の傷病又は通勤による傷病の場合 ・私傷病にかかわるもの (雇用期間が6月以上または6月以上継続勤務の場合付与。但し、年の勤務日が47日以下を除く。)	必要と認める期間 (有給) 雇用の日から1年間につき10日(内2日有給、8日無給)	同左 雇用の日から1年間につき10日(無給)			
生理休暇	原則連続2日以内(有給)				
忌引休暇	死亡者の別による 日数以内(有給)	無し			
雇用期間が6月以上の場合	常勤職員と同じ				
慶弔休暇	婚姻の場合に3日以内(有給)				
特別休暇 ・妊娠中の女子職員の通勤緩和 ・妊産婦の健康診査等を受ける場合	<下記以外はP.111参照> 始め又は終わりに1日1時間以内(有給) 必要と認める時間(有給)				
出産休暇	労基法第65条に基づき、産前6週間・産後8週間(無給)				
育児休暇	労基法第65条に基づき、生後1年に達しない子を育てる場合に1日2回各30分(無給)				
子どもの看護休暇 ※詳細は第4章「私たちの権利」 「子どもの看護休暇」参照	週3日以上又は年121日以上の勤務者に、年5日(小学校入学前の子は6日)、複数の子を養育する職員については10日(一部有給)				
短期介護休暇 ※詳細は第4章「私たちの権利」	週の勤務日が3日以上あるいは勤務日が年121日以上の職員に、年5日以内、要介護者が2				

## ＜非常勤職員の介護休暇・育児休暇＞

## ○介護休暇取得要件の緩和

休暇を使用する日から93日を経過する日から6月までの間に雇用契約が満了し、引き続き採用されないことが明らかでない場合は取得できます。

## ○育児休業取得要件の緩和

子が1歳6ヶ月に達するまでの間に雇用契約が満了し、引き続き採用されないことが明らかでない場合は取得できます。

## Q 4. 年休と別に夏休みはとれますか。

A 4. 6月16日から10月15日までの間に次表の日数がとれます  
(2024年度から6月1日から10月31日までになります)。

1週あたりの勤務日数	5日または29時間以上	4日	3日	2日	1日
日数	3日	2日	2日	1日	1日

## ①対象となる4分の3非常勤職員（週29時間未満の非常勤職員もとれる）

雇用期間（辞令に明示されている期間）が6箇月以上の者

## ②取得日数

1週間の勤務日の日数 (又は勤務時間)	5日（又は29時間）以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数 (週以外の期間によって勤務日が定められている)	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
取得可能日数	3日	2日	2日	1日	1日

但し、8月16日以降採用の場合は以下の日数

1週間の勤務日の日数 (又は勤務時間)	5日（又は29時間）以上	4日	3日	2日	3日	
1年間の勤務日の日数 (週以外の期間によって勤務日が定められている)	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
取得可能日数	8月16日から 同月31日までの採用	2日	1日	1日	なし	なし
	9月1日から 同月15日までの採用	1日	なし	なし	なし	なし
	9月16日以降の採用	なし	なし	なし	なし	なし

③取得単位 1日又は職専免を取得する日の2分の1（分単位の端数は切り上げ）に相当する時間

## Q 5. 会計年度任用職員はどんなときに、研修がとれますか。

- A 5. 長期休業中に学校長が必要と認めた勤務を要する総時間数の1/2以内で研修がとれます。月にまたがる場合はそれぞれの月ごとの取扱いになります。
- Q 6. 会計年度任用職員は兼業ができるようになったと聞きました。どのような手続きが必要ですか？
- A 6. 各学校の校長へ事前に届け出をしてください。
- Q 7. 時間外勤務はどのようになっていますか。
- A 7. 原則として時間外勤務はありません。ただし、校長が時間外勤務を命じた場合は、その分の報酬が支給されます。

### Ⅲ 保険関係

- Q 8. 勤務時間中の事故で、ケガをしてしまいましたが、どうなりますか。
- A 8. 現業の会計年度任用職員には労災保険法が適用され、非現業の非常勤職員には県条例によって補償がされます。すぐ管理職に届け出て、受診しましょう。
- Q 9. 会計年度任用職員も、「健康保険」や「雇用保険」に加入できますか。
- A 9. 31日以上雇用見込みがあり、週の労働時間が20時間以上の場合は雇用保険に加入します。また、2ヶ月を超える雇用見込みで、週の労働時間が20時間以上の場合は健康保険（協会けんぽ）に加入します。それ以外の非常勤の場合は、各自で国民健康保険や国民年金に加入することになります。

#### 雇用保険法について

給付日数・概要については以下の通りです。

<給付日数>

基準勤続期間	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	90日	120日	150日

<概要>

雇用保険の掛け金は総収入の金額が基礎になります。

具体的には賃金額に7/1000を掛けて出た額が本人負担分となります。

<給付の条件>

雇用保険は給付に当たって次の2つの条件があります。

- ① 離職の日から遡及して1年間に6ヶ月以上の被保険者期間があること
- ② 就職の能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状態にあることとなっています。①については、1年間に通算して被保険者期間が6ヶ月以上あれば雇用保険が受けられます。ただし、臨時的任用は保険料を払っていませんので失業保険の給付は受けられません。

Q10. 教職員の受診する健康診断は、無料で受診できますか。

A10. 学校等で実施する定期健康診断は、無料で、公務の扱いで受診できます。